

しんきん安全バッグ規定

令和2年2月10日改正

令和2年4月 1日適用

1. (格納品の範囲)

(1) しんきん安全バッグ(以下、「バッグ」という。)には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借用者、または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (手数料)

(1) バッグの手料は、当金庫の店頭に掲示する料金により、1年分を前払いするものとし、毎年4月25日(当日が信用金庫休業日の場合は翌平日営業日)に、借用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳・同払戻請求書、または小切手によらず払戻しの上手数料に充当します。なお、当初契約期間の手料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 手数料は諸般の情勢により改定することがあります。改定後の手数料は、改定日以後最初に継続される契約期間から適用します。なお、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただきます。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

4. (鍵の保管)

バッグに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借用者が保管し、副鍵は当金庫立会いの上借用者が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

5. (バッグの開閉等)

(1) バッグの開閉は、借用者または借用者があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。

(2) 開封にあたっては、当金庫所定の開封依頼書に届出の印章により記名押印して提出してください。なお開封後はバッグの施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章・名称・代表者・代理人・住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当金庫は責任を負いません。

正鍵を失ったとき、またはき損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知、または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (印章・鍵の喪失時等の取扱い)

(1) 印章もしくは正鍵を失った場合のバッグの開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失った場合または、き損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

8. (印鑑照合等)

開封依頼書・諸届その他のバッグ取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開封、その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

9. (損害の負担等)

(1) 災害・事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したためバッグの開封に応じられない場合であってもこのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失・滅失・き損・変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

このバッグは、第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこのバッグ

の使用申込をお断りするものとします。

1 1. (解約等)

(1) この契約は、借用者の申出によりいつでも解約することができます。この場合正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ、バッグを直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえバッグを明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借用者が利用料を支払わないとき
- ② 借用者について相続の開始があったとき
- ③ 借用者もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借用者または代理人がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し借用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこのバッグの使用を停止し、または借用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえバッグを明渡してください。

- ① 借用者がバッグ使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借用者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前AからDに準ずる行為

(4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお当金庫はこの不足額を明渡しの日に関し第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項によるバッグの明渡しりが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用してバッグを開封のうえ、格納品を別途保管し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫はバッグの開封に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借用者の負担とします。

(6) 手数料・遅延損害金その他預借用者が負担すべき費用が支払われないときは前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

1 2. (格納品の一時引取り等)

(1) バッグの保管施設の修繕または移転、その他やむを得ない事由により当金庫が格納品の一時引取りを求めたときは直ちにこれに応じてください。

(2) 前項の事由が生じたときは、当金庫は借用者にあらかじめ通知することにより当金庫の本支店または当金庫が相当と認める第三者にバッグの保管を委託することができるものとします。

1 3. (緊急措置)

法令の定めるところによりバッグの開封を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は、副鍵を使用してバッグを開封し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

1 4. (譲渡、転貸等の禁止)

鍵は当金庫の承諾なしで譲渡、転貸その他の処分はできません。

1 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上